

防人厚第1744号  
26.2.19

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
殿

人事教育局長  
(公印省略)

#### 無料宿舎の運用について（通知）

標記について、即応態勢の確保の観点から、緊急参集態勢の強化を図るため、下記のとおり定められ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

(無料宿舎を貸与される職員)

- 1 無料宿舎（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第12条第1項第1号に規定する無料宿舎をいう。以下同じ。）を貸与される職員は、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第9条第1号ホに規定する自衛隊に勤務する隊員であって、次の各号に掲げる者のうち、同条の規定に基づき防衛大臣が財務大臣に協議して指定する者とする。
  - (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に際し、自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の即応態勢を維持するために必要とされる部隊等の長及びこれを補佐する隊員
  - (2) 各幕僚監部（統合幕僚監部にあつては、統幕学校を除く。）に所属する隊員で自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動に係る業務に従事する隊員
  - (3) 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第2条に規定する航空救難業務に従事する隊員
  - (4) 航空救難、緊急空輸又は災害派遣等のための待機を命じられる隊員

(5) 船舶に乗組を命ぜられた隊員

(6) 前各号に掲げるもののほか、職務の遂行上、部隊等の近傍に居住する必要があると人事教育局長が認める隊員

(無料宿舎の貸与の条件)

- 2 無料宿舎を貸与された隊員は、その勤務する官署に近接（おおむね2キロメートル以内に所在）する無料宿舎に居住し、当該官署への緊急参集を命ぜられた場合には、おおむね30分以内を目途として、直ちに参集しなければならない。

(無料宿舎の管理運営)

- 3 無料宿舎の適切な管理運営を行うため、入退去の徹底、不在時における緊急連絡体制の確立、遠方に外出する場合の許可制の導入その他必要な措置を講じるものとし、その細部については、無料宿舎を貸与された隊員の所属長（陸上自衛隊の部隊等に所属する隊員である場合にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊の部隊等に所属する隊員である場合にあつては海上幕僚長、航空自衛隊の部隊等に所属する隊員である場合にあつては航空幕僚長）が、それぞれ定めるものとする。

(今後の見直し)

- 4 本通知は、中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）期間中に実施する緊急参集態勢の見直しを踏まえ、必要に応じて見直すものとする。